平成２５年（フ）第２１０号
茨城県古河市中央町１丁目２番８号　グリーンミユキ古河707号
債務者　鳴海奈津美（旧姓鈴木・木村）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１５号
茨城県結城市大字結城9637番地３
債務者　牧　　克子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２２４号
茨城県筑西市玉戸1622番地95
債務者　日出山かほる（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２２５号
茨城県坂東市辺田1360番地９　レオパレスグランディール210号
債務者　徳田　　博
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２３１号
茨城県筑西市幸町２丁目11番13号
債務者　小平　竜明
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２３４号
茨城県常総市水海道山田町1502番地10　水海道シティハイツ603号室
債務者　山本　博子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２３９号
茨城県筑西市乙162番地25
債務者　上遠野典子（旧姓野沢）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４２号
群馬県桐生市相生町２丁目959番地の14　ハイツ峯５号室
債務者　大塚　和徳
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４３号
群馬県桐生市相生町２丁目959番地の14　ハイツ峯５号室
債務者　大塚　真美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１０９号
富山県高岡市福岡町小伊勢領134番地24
債務者　奈良　浩昭
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１２７号
富山県高岡市戸出町２丁目５番39―208号　アキバハイツ２号、前住所富山県小矢部市埴生５番地68
債務者　山下　勝利
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１５９号
長野市大字徳間3224番地　ハイムロジュマンA201
債務者　服部　　純
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
岐阜市芥見３丁目259番地１　サニーヒルズ芥見206号室
債務者　篠田　貴和
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
三重県桑名市大字矢田413番地１　住宅型有料老人ホームグリーンホーム、住民票上の住所三重県桑名市長島町東殿名1101番地
債務者　大南　利範
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
三重県桑名郡木曽岬町大字富田子322番地１都築工業木曽岬寮112
債務者　上野　里美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
三重県四日市市笹川九丁目７番地１　公団35―105
債務者　柏原　研児
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５７９号
京都府宇治市伊勢田町中山47―６―１、住民票上の住所京都市右京区太秦安井水戸田町１番地
債務者　山口設備こと　山口　清巳
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係